市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成27年(2015年)2月26日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の 路線を廃止する。

路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	備考
南	高ヶ坂	高ヶ坂			
283 号	1番 1 地先	51番 地先	1.82	276.00	別図 1
忠生	木曽西四丁目	木曽西四丁目			
63 号	1648番 1 地先	1629 番 7 地先	1.82	39. 25	別図 2

説明

本件は、道路としての機能がない路線及び開発行為に伴い、新設道路との付け換えを行った旧路線の認定を廃止するものです。

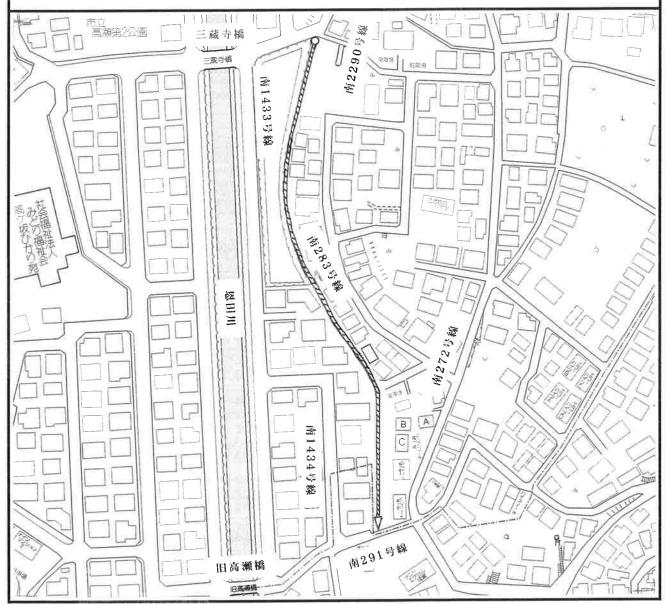
市道路線の廃止略図

町田市高ヶ坂 地内 市道 南283号線(全部廃止)



廃止する区間





市道路線の廃止略図

町田市木曽西四丁目 地内市道 忠生63号線(一部廃止)



廃止する区間

